

町の人口 (令和4年3月1日現在) (先月1日比)

人口	7,117人	減	9人
男	3,549人	減	1人
女	3,568人	減	8人
世帯数	4,219世帯	減	2世帯

期間内の異動	転入・出生 16人 (うち転入14人出生2人)
	転出・死亡 24人 (うち転出16人死亡8人)

各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,028	1,749	1,700	3,449
大賀郷	1,387	1,148	1,157	2,305
榎立	269	227	234	461
中之郷	362	300	343	643
末吉	173	125	134	259
全体	4,219	3,549	3,568	7,117

新型コロナウイルス ワクチン接種

5～11歳集団接種実施します！

18歳以上の追加接種（3回目）について……4月以降は個別接種での実施となります。

接種対象者へ通知を発送しています。

詳細・スケジュールについては [6ページ](#) をご覧ください。

ワクチン接種 された方へ

接種をすることで感染等のリスクは下がりますが、絶対にかからないわけではありません。引き続き、マスクの着用・手洗いなどの感染予防対策にご協力ください。

目次

- 2-6 ▶ 令和4年度施政方針
- 6-7 ▶ 新型コロナウイルスワクチン小児集団接種・個別接種
- 8 ▶ 令和4年度八丈町事業費一覧表
- 9 ▶ 令和4年度各会計予算状況/東京宝島事業 島ブランド化取組募集
- 10-11 ▶ 榎立自治会 対話集会（書面開催）/八丈高校施設開放
- 12-13 ▶ 税のお知らせ/子宮頸がんワクチン積極的勧奨再開/町議会議員選挙日程
- 14 ▶ 国民年金
- 15 ▶ 国保だより/春の全国交通安全運動
- 16-17 ▶ 後期高齢者医療保険からのお知らせ
- 18 ▶ 子ども定期予防接種/母子保健
- 19 ▶ 子ども家庭支援センター/ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集
- 20 ▶ 環境だより
- 21 ▶ 水道だより/し尿・雑排水収集運搬業務休業日
- 22 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ
- 23 ▶ 成年年齢引下げ後の成人祝賀式/住民係から/地域振興に係る補助事業募集
- 24 ▶ 教育委員会だより
- 25 ▶ 図書館から/八丈町英会話教室生徒募集/大賀郷公民館運用変更
- 26 ▶ 島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成
- 27 ▶ がん患者ウィッグ等購入費助成事業/言語機能訓練/町長上京日記
- 28 ▶ 東京都シルバーパス制度/八丈町老人優待乗車券
- 29 ▶ 八丈町営バスから/老人クラブ活動/カイガラムシ類の防除
- 30 ▶ 島嶼部電話法律相談/八丈島郷友会総会・八高卒業生激励会/「表示登記の日」無料相談
- 31 ▶ アスタのSèkmèsスパイス！/来島者数・観光客数推計
- 32 ▶ 八丈病院お知らせ/Let's be healthy!
- 33 ▶ 放課後子どもプラン特別支援サポーター募集/航路ダイヤ

掲載の日程などは全て編集時点の予定であり、情勢により変更等行う場合がございます。



令和4年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

令和4年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全世界に猛威を振るってから丸2年が経過しました。感染症対策において、町民の皆様には大変なご不便をお掛けしております。

これまでも10年半にわたり町長の職を務めさせていただきましたが、町が抱えている課題や様々な問題の解決に取り組む事ができたのは、町民や議員の皆様のご支援、ご協力の賜であり、現在も継続して実施している基本的な感染症対策に対しても、ご理解・ご協力いただいている事を、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

大きな決意と情熱をもち「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を注いでまいります。

昨年度策定いたしました、新たな基本構想と基本計画においては、前構想からの理念を引き継ぎ「住民が主役の町」「島を生かす町」「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」の4つの柱をまちづくりの基本方向として掲げ、豊かな地域社会の実現を目指すため、「持続可能な開発目標」の考え方を取り入れました。

基本計画では、持続的社會を創るための多世代共創の観点から前計画の「海洋を活かす町」を「島を生かす町」に改め、島であることで得られる海・山の自然の恵みや先人たちから受け継がれる島の魅力を生かすことが町の未来を照らす指標としました。

新たな試みとして、八丈町の魅力発信のため、俳優の原田龍二さんに温泉大使に就任していただき、観光面を含めた温泉PRの一翼を担っていただきます。

安心・安全の質の向上として、東京都の支援による町立八丈病院をモデルケースとした5G通信を活用した遠隔医療の実装に向けた取り組みを行います。

また、文化やスポーツ、各種団体の活躍の場である集会施設について、中之郷公民館の建て替えの検討を始めました。住民の皆様のご意見をいただきながら、着実に進めてまいります。

これまでの経験や実績を生かし、10年後、20年後の八丈町のすがたを創造し、後継者を未来志向で育成することで、町民の皆様福祉の向上に繋がるよう励んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策は全庁を挙げて取り組みを行い、18歳以上の3回目のワクチン接種を3月末までに終了させます。令和4年度においても更なる安心をいち早く町民の皆様へ提供できるよう関係機関と連携を図りながら今後も円滑な接種を進めてまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があるものです。感染者や医療従事者またはその家族に対しての不当な差別、偏見、誹謗中傷は、どのような理由があっても許されるものではありません。人権や個人情報に努めてご配慮いただくようお願いいたします。今一度、誰もが「自分が感染していると思い、人に感染させない行動」を心がけていただきますようお願いいたします。

また、自然災害に対しては、人の想像を超えた規模での災害が世界中で発生しております。

八丈町においても、台風や大雨による被害が多くなっています。今までは幸いにも人的被害は出ていないものの近年の自然災害には、予断を許さない状況にあります。

自然災害から町民の生命、身体及び財産を守ることが行政運営の基本であり、より防災の意識を高めるとともに、今後も実効性のある災害対策に取り組んでまいります。

町の基幹産業でもある、農業、漁業、商工・観光業のそれぞれの発展のため、後継者の育成や基盤整備は基より、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済活動に対しても、活性化施策を着実に推進してまいります。

コロナ禍の禍を福と転じるよう経済的資源の点と点を結び、有機的な取り組みを行います。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要です。このような施策を着実に進めるため、地域特性や可能性を生かした地方創生を行ってまいります。

主要施策

● 移住定住

移住定住事業の促進を図るため、関係機関との連携を進めるとともに、移住定住支援員を配置するなど受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

● 防災対応

多様化する自然災害への対応強化のため、備蓄装備品の拡充を行い、気象庁をはじめとする関係機関との連携を今まで以上に緊密にし、防災に関するノウハウを民間企業とも共有できるよう、新たに企業等派遣職員受入を活用し、防災担当の体制強化を図ります。

また、防災行政無線のデジタル化に伴う工事を継続して実施し、防災情報の迅速化・適正化を図ります。

● 納税

町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。納期限内納付の重要性を周知徹底し、財源の確保と納税秩序の維持に努めます。

また、税務行政のデジタル化を推進し、各種手続の簡素化・迅速化・統一化を図り、業務の効率的な運用に取り組んでまいります。

● 個人番号制度・各種証明書等の交付

マイナンバーカードを含め、各種証明書等の交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏洩を防止し、適切な制度運用を図ってまいります。

● 国民健康保険・国民年金

国保は、東京都とともに安定的な財政運営を担うために、都から示される市町村標準保険料率を踏まえ、激変緩和措置を講じながら、国保料率を改定してまいります。

適正な税負担について、ご理解いただけるように丁寧な周知に努めてまいります。

国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

● 廃棄物処理

新八丈町クリーンセンター建設事業につきましては、敷地造成が間もなく完了し、ごみ処理施設本体の建設が始まります。将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理が出来る施設として、令和6年度からの供用開始を予定しております。

一般廃棄物の処理においては、古着の収集事業の改善を図り、ごみの減量化とリサイクル推進に取り組んでまいりますので、廃棄物の適正処理へのご理解ご協力をお願いします。

● 環境衛生対策

大量発生により町民生活や自然環境へ様々な影響を及ぼしているアシジロヒラフシアリをはじめ、ヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエル等の外来生物について、関係機関と協力して適切な防除対策を講じてまいります。

関連施設においては、火葬場の防水補修工事や町営墓地の法面補強工事等を予定しており、適切な維持管理及び安全対策に努めてまいります。

● 保育園

老朽化した施設の整備計画を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の厳しい状況下においても、社会機能を維持する方々のため、継続的な事業運営に努めてまいります。

● 子ども家庭支援センター

子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施します。

● 高齢福祉

高齢者がこれまで培った知識、経験を活かし、「地域を支える担い手」として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブ等の活動を支援します。

● 介護保険

第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中で安心した生活が送れるよう、関係機関とともに適切に対応してまいります。

● 障がい福祉

第6期八丈町障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進してまいります。

● 保健・母子・健康増進事業

島外の医療機関通院の交通費やがん患者のウィッグ等購入費の一部助成を継続して行います。

妊娠された方や子供たちの健康と生育環境を守るべく、切れ目のない支援を継続し、健診や面談、国で定められた予防接種等を安定的に実施してまいります。

また、産後に実施される産婦健診費用の助成を開始します。

● 予防接種事業

定期予防接種の子宮頸がんワクチンが積極的勧奨となったため、他の定期予防接種同様に進めてまいります。また、島外での子供の定期予防接種費用の一部助成を開始します。

新型コロナワクチン接種も医療機関と引き続き連携を取り、接種体制の確保に努めながら円滑に実施します。

● 温泉事業

町民の方の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施します。

● 土木・管財事業

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業として、継続して施工します。

市町村土木補助事業においては、藍ヶ江線ほか4路線を道路改良事業として、継続して施工します。

また、その他の町道各路線の適切な維持管理の改善を図るため、長寿命化計画の策定を行い、町道などの中長期事業化路線の道路プランの検討に着手し、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興を考慮しながら、道路整備事業に取り組んでまいります。

庁舎管理事業については、新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返す状況下において、「新しい日常の定着に向けた新しい庁舎管理宣言」の内容を踏まえ、安全かつ衛生的で持続可能な維持管理に努めます。また、供用開始から10年目を迎えるにあたり、年々増加する設備保全及び除草費用等の維持管理コストの削減を図り、次の10年を見据えて合理的な環境整備に取り組めます。

町営住宅事業については、「八丈町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な更新及び適切な修繕を実施します。八丈町基本構想の理念に基づき、入居者が健康で文化的な生活を送ることができるよう、良質な町営住宅運営を目指します。

財産管理事業については、町の財政状況が厳しさを増す中、総合的な財産管理コストの削減を図りつつ、未利用財産の活用又は処分の方法を全庁横断的に検討してまいります。

● 農業関連事業

新規就農者の確保と育成のため「八丈町農業担い手育成研修センター」への第7期研修生2名の入所をはじめとす

る就農希望者への支援に努めてまいります。

農地の利用促進を図るため、農業委員会と連携し積極的に農地の流動化に努め、生産施設等の整備を計画的に進めることで共撰共販体制の強化と支援を行い、高品質な農産物の出荷に取り組んでまいります。

農業基盤整備では、登立農道と安川農道の他、三根河尻水路の改修工事、防災事業では、中之郷銚子の口ため池の改修工事を継続して施工します。

● 観光振興

観光振興については、新型コロナウイルス感染症に対する、国や東京都の方針や取り組みを注視し、八丈島観光協会等と連携し効果的な観光PRや支援を実施します。

八丈島ならではの観光資源の魅力を発信するとともに、トレッキングコースなど観光客の受け入れ環境の整備、スポーツ合宿や団体集客事業による観光誘致の取り組みを継続してまいります。

● 水産・商工振興

水産振興については、漁業経営の安定化を図るため、運航費用、フォークリフト等出荷運搬車両整備への支援の他、小島南西沖へ浮魚礁を設置します。後継者対策では、漁業担い手確保委員会を中心に新規就業者の育成・確保に引き続き努めます。

商工振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である「黄八丈」の事業について、引き続き支援を行います。

● 消防

消防団施設整備事業として、三根分団に電源照明車の代替更新を実施しました。この車両により夜間等の災害現場で消防団員の活動危険を減らし安全を確保することができます。

令和4年度は、消防団員の報酬、出勤報酬の見直しを行います。消防施設においては、耐震性貯水槽を1基新設します。

今後も多様化、巨大化する各種災害に対し、消防職員、消防団員の教育訓練の充実及び各関係機関等との協力体制強化を図りながら対応してまいります。

● 学校教育の充実

タブレット端末の活用を継続・発展させて個別最適化された教育及び創造性を育む教育を推進します。

小中学校の特別教室にエアコンを設置する事業として本年度は、中学校の特別教室に設置し、快適に授業を受けられる環境を整備します。

新たに中学生が島外での職場体験を行える機会を設け、生徒たちが将来の職業観を育むための支援を行います。

● 生涯学習と文化の振興

歴史民俗資料館の開館に向けて文化財指定された本館、新館の耐震補強等の工事を本年度から3か年で行います。

同時に収蔵物展示のための基本設計を行います。

町民の学習やコミュニティ活動を支援するため、コミュニティセンターの改修をはじめ、社会教育施設の環境整備に努めます。

● 水道浄化槽事業

水道事業は、令和5年度の完成を目指し、引き続き、大川浄水場改修工事を行います。また、安全、安心な水を供給するため、老朽化した管路、施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図ってまいります。

● 一般旅客自動車運送事業

都道工事に伴う移転による事務所・車庫の建設工事を行い、令和4年度の完成を目指します。乗合事業・貸切事業共に安全な運行に努めるとともに、老朽化した貸切バス1台を更新します。

乗合事業については、効率の良い運行を行うため、路線の見直しを行います。

● 病院事業

町立八丈病院が掲げる、患者の立場に立ち、地域に根差した医療を提供し、患者の家庭、社会復帰の自立支援を行うという理念の元、医療従事者の確保に努め医療レベルの維持を継続します。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により安心感を与える医療を提供します。

第二種感染症指定医療機関として感染症対策に全力で取り組みます。

おわりに

以上、令和4年度の主な施策の概要について、申し上げました。

来年度の各会計の予算額は、一般会計97億9千万円、特別会計25億1千万円、企業会計37億7千万円、合計で、約160億7千万円となりました。

財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、事業規模としては過去最大となる新八丈町クリーンセンター建設事業をはじめ、農業・漁業の基盤整備や教育関連施設整備などの投資的施策を中心に、先を見据えた事業に積極的に取り組んでいく予算となっております。

これらの施策を着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組んでまいります。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

新型コロナウイルスワクチン小児集団接種のご案内

対象者へは通知を発送しています。

予約制となりますので通知内容をご確認のうえ申し込みください。

※接種は強制ではありません。

対象者	5歳～11歳で接種を希望される方	
実施会場	保健福祉センター	
実施時間	午後2時～4時30分	
実施日程	1回目	2回目
	4月2日(土)	4月23日(土)
	4月16日(土)	5月7日(土)



※2回目の接種は3週間後です。

上記期間に接種できなかった方は5月以降に個別接種での接種機会を設ける予定です。

転入された方で接種をご希望の方は福祉健康課保健係へご連絡ください。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

新型コロナウイルスワクチン個別接種のご案内

集団接種期間に接種ができなかった方へのご案内です。

個別接種は予約制となります。

ワクチンを無駄にしないために予約人数が一定数に達しない場合は、日程の調整をしますのであらかじめご了承ください。

- 予約先 …… 福祉健康課保健係 電話 9 - 5671
- 受付時間 …… 午前 9 時～午後 5 時
- 予約締切 …… 下記日程の 1 週間前まで



◎追加接種（3回目）

対象者	2 回目接種を完了している18歳以上の方（一般） 接種間隔：2 回目接種から 6 か月以上あけて接種				
実施会場	岩瀬クリニック				
実施時間	午前 9 時～11 時				
実施日程	4 月	5 日（火） 19 日（火）	7 日（木） 21 日（木）	12 日（火） 26 日（火）	14 日（木） 28 日（木）
	5 月	10 日（火） 31 日（火）	12 日（木）	17 日（火）	26 日（木）
	6 月	7 日（火）	16 日（木）	21 日（火）	

※18歳以上で初回（1・2回目）接種を希望される方は上記日程内で調整しますので福祉健康課保健係へご相談ください

◎10代 初回（1・2回目）接種

対象者	12歳～18歳（小学 6 年生～高校 3 年生相当）	
実施会場	町立八丈病院小児科	
実施時間	午後 3 時30分～ 4 時30分	
実施日程	1 回目	2 回目
	4 月28日（木） 5 月12日（木）	5 月19日（木） 6 月 2 日（木）

※ 2 回目の接種は 3 週間後です。／ 6 月以降の接種については調整中です。

■ 問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

令和4年度八丈町事業費一覧表

前年度比 31.0%

歳 入		
区 分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
町税	918,303	9.4
地方譲与税	71,439	0.7
地方消費税交付金	179,924	1.8
自動車取得税交付金	1	0.0
環境性能割交付金	8,714	0.1
地方交付税	2,890,000	29.5
分担金および負担金	1,626	0.0
使用料および手数料	208,555	2.1
国庫支出金	1,053,390	10.8
都支出金	2,477,829	25.3
繰入金	781,905	8.0
諸収入	121,792	1.3
町債	1,039,000	10.6
その他	39,694	0.4
利子割交付金	1,210	0.0
配当割交付金	6,177	0.1
株式等譲渡所得割交付金	2,841	0.0
法人事業税交付金	13,456	0.1
地方特例交付金	4,056	0.1
交通安全対策特別交付金	3,154	0.0
財産収入	5,598	0.1
寄附金	3,201	0.0
繰越金	1	0.0
合 計	9,792,172	100.0

歳 出 (目的別)		
区 分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
議会費	86,542	0.9
総務費	941,671	9.6
民生費	1,367,941	14.0
衛生費	2,977,925	30.4
労働費	84,473	0.9
農林水産業費	749,343	7.6
商工費	183,103	1.9
土木費	830,636	8.5
消防費	501,932	5.1
教育費	1,189,848	12.1
災害復旧費	4	0.0
公債費	709,217	7.2
諸支出金	154,001	1.6
予備費	15,536	0.2
合 計	9,792,172	100.0

歳 出 (性質別)		
区 分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
人件費	1,426,010	14.6
物件費	1,565,624	16.0
維持補修費	354,002	3.6
扶助費	520,477	5.3
補助費など	1,047,296	10.7
公債費	709,217	7.2
積立金	0	0.0
繰出金	418,357	4.3
投資的経費	3,735,649	38.1
補助事業費	2,551,793	26.0
単独事業費	1,183,856	12.1
投資及び出資金	130,376	1.3
災害対策費	4	0.0
予備費	15,536	0.2
合 計	9,792,172	100.0

令和4年度各会計予算状況

各会計予算状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
一般会計	9,792,172	7,475,218	2,316,954	31.0
特別会計	2,507,374	2,470,903	36,471	1.5
介護保険特別会計	1,067,364	1,065,092	2,272	0.2
後期高齢者医療特別会計	220,464	206,932	13,532	6.5
国民健康保険特別会計	1,219,546	1,198,879	20,667	1.7
公営企業会計	3,772,743	3,571,481	201,262	5.6
水道事業会計	1,361,848	1,299,763	62,085	4.8
一般旅客自動車運送事業会計	496,278	246,997	249,281	100.9
病院事業会計	1,810,464	1,914,685	▲104,221	▲5.4
浄化槽設置管理事業会計	104,153	110,036	▲5,883	▲5.3
合 計	16,072,289	13,517,602	2,554,687	18.9

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
国民健康保険特別会計	104,991	103,757	1,234	1.2
介護保険特別会計	184,889	192,270	▲7,381	▲3.8
後期高齢者医療特別会計	128,477	126,890	1,587	1.3

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
水道事業会計	27,041	80,163	▲53,122	▲66.3
一般旅客自動車運送事業会計	70,000	50,481	19,519	38.7
病院事業会計	288,843	288,236	607	0.2
浄化槽設置管理事業会計	26,356	25,564	792	3.1

一般会計から公営企業会計への出資金の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較(A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B) %
水道事業会計	36,376	0	36,376	皆増
一般旅客自動車運送事業会計	84,000	50,000	34,000	68.0
浄化槽設置管理事業会計	10,000	10,000	0	0.0

東京宝島事業 島のブランド化に向けた取組を募集

東京都では、八丈島のブランドコンセプト「自分の色を取り戻す、七色の魅力に輝く島」に基づき、島の魅力を島内外に広げ、島の活性化につながる取組を募集します。

募集期間は、4月15日(金)から5月9日(月)までです。

募集要領等詳細は、東京宝島ホームページ(添付QRコード)からご確認ください。



■問い合わせ■ 東京都行政部振興企画課事業推進担当 電話03-5388-2436

東京宝島ホームページ

樫立自治会 対話集会（書面開催）

新型コロナウイルス感染症にともなう諸般の事情に配慮し、対話集会は書面開催とし、次のとおり意見交換が行われました。

【樫立自治会】

<p>要望 1</p>	<p>「保存版わが家の防災対策」の具体的対応について</p> <p>町が各戸に配布した「保存版わが家の防災対策」では「自主防災組織」の重要性を強調しています。各部落（地域単位）ごとの具体的な行動方法・計画・経路・範囲などを提示し、組織化に向けたきっかけを示してください。</p>
<p>回答 1</p>	<p>災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」の連携が重要です。自主防災組織は、この「共助」の役割として欠かすことのできないものとなっています。自主防災組織は、無理せず継続的に参加できることが重要ですので、ひとりでも多くの住民の方が防災に関心をもてるよう、防災訓練などを通じて、情報提供を行っていきます。まずは、地域の名簿の整理からお願いします。</p>
<p>要望 2</p>	<p>コロナ対策について</p> <p>コロナ禍に於いて島内でも様々な対応がとられているが、疑問や不安を感じる対策もある。長期化も危惧されるなかで身近な相談窓口が欲しい。</p>
<p>回答 2</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、町のホームページに、様々な疑問についてのQ&Aを掲載しています。掲載されていない事項については、町総務課に問い合わせください。すぐにお答えできないこともあります。頂いた問い合わせについては、随時Q&Aに追加して掲載します。感染症について不安なことがありましたら、新型コロナ・オミクロン株コールセンター（0570-550-571）もご活用ください。</p>
<p>要望 3</p>	<p>「ふれあいの湯」の案内板の改善</p> <p>「ふれあいの湯」の案内板が夜間見えにくいと思います。照明を設置するなど夜間でも見えやすくして欲しい。</p>
<p>回答 3</p>	<p>現在、ふれあいの湯の入口に看板を設置していますが、多少奥まった位置に設置されているため、大賀郷側から来た方のために、入口から75m手前に看板をもう一枚設置しました。今回は照明は付けずに遠くからも入口が認識しやすいよう、都道沿い入口にあるバス停にも看板のような表示をして対応をします。ご理解のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>要望 4</p>	<p>アリ駆除剤の配布について</p> <p>試験的に配布したベイト剤の効果は絶大でした。早急に効果の検証を行いベイト剤の配布をお願いしたい。</p>
<p>回答 4</p>	<p>令和3年度は、居住区域へのアリの侵入を防ぐため、新たに開発したハイドロジェルベイト剤を用いて、5月30日、8月1日、9月26日の計3回、樫立地域の全世帯のご協力により一斉防除試験を実施し約1月後の調査結果では、全3回の平均で72%の世帯で、アリの減少の効果があったとの回答を得ました。ただし、約2か月おきの駆除では、所によっては、アリの数が回復してしまうこともあり、令和4年度は、アリの活動期となる4月から9月までの月1回の計6回、駆除剤を配布し、地域も樫立、中之郷、末吉の坂上全地域に拡大して実施する予定です。アリ対策は、地域で一斉に駆除剤を散布することでより効果があがります。地域の皆様のご協力を前提としていますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。</p>

（次ページに続く）

(つづき)

要望 5	振興委員の広報等配布料について 広報等の配布などに支給される謝礼金の基準を教えてください。
回答 5	振興委員の報酬については、1年間で、以下のとおりとなります。 1. 振興委員報酬（費用弁償相当額）…… 30,000円 + 6月の担当地区世帯数 × 1,000円 2. 広報配布手数料…… 6月の担当地区世帯数 × 622円（R2年度実績・年度により変更あり） なお、選挙公報の配布がある場合は、配布1件（世帯）あたり30円が支給されます。
要望 6	空き家対策について 現状でも沢山の空き家があり、また高齢者も多く今よりも空き家が増えると思われ不安を感じる。廃墟状態で道路や農地にも被害が出ている物件もあり、個人での直接交渉は難しく行政機関が間に入って指導などを行ってほしい。どのような対応・対策を早急に行なってもらえるでしょうか。
回答 6	空き家廃屋に関しましては、平成26年に空き家対策特別措置法により自治体の権限強化が図られましたが、現在、町としての対応は、所有者が分かる範囲においては、八丈町台風および地震などの災害予防に関する条例の規定に基づき、危険建築物の改善措置ということで通知します。防災・防犯上の観点より飛散防止のため、このような勧告を出し改善の協力をお願いしています。現状では、所有者の了解・費用負担がなければ、町での撤去はできないということをご理解ください。危険な空き家がある場合は、町総務課か出張所までご連絡ください。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2 - 1121



都立八丈高校 施設開放のご案内

■問い合わせ■
都立八丈高校 電話 2 - 1181

都立八丈高校では、地域の皆さんに文化・体育施設の開放を行っています。
学校の教育活動に支障のない範囲での開放となりますが、どうぞご利用ください。
初めて八丈高校の施設を使用希望する団体は、団体登録の手続きをお願いします。団体登録証が交付されると施設利用の申し込みができます。（個人で利用できる施設は、図書室のみです。）
※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、利用時に「体調管理チェックシート」の提出にご協力いただきます。
※新型コロナウイルス感染状況により、変更の可能性があります。

	開放施設	開放日時(原則)	利用料金 (光熱水費)	利用資格
団体利用	● 視聴覚ホール	土、日、祝日 午前 8 時30分～ 午後 9 時30分	照明……1,000円／1回 空調……1,000円／1回 ※ 3 時間以内を 1 回とする。 (以下同様)	登録団体（個人不可） ※学習・文化・スポーツ活動を目的とした5人以上の団体等の条件あり
	● グラウンド ● テニスコート ● 体育館 ● 武道場	土、日、祝日 午後 5 時30分～ 9 時30分	グラウンド……1,000円 テニスコート……400円 体育館・武道場……無料	
個人利用	● 図書室	毎週日曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分	無料 (貸出しは新書本、文庫本のみ。一人 4 冊、2 週間まで)	個人登録をした方 (初回利用時に、図書室窓口で登録いただきます)

税のお知らせ

■ 問い合わせ ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

● 縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの	【縦覧内容】
① 令和4年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地：所在、地番、地目、地積、価格 ● 家屋：所在、家屋番号、用途、構造、床面積、価格
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの	【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ● 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください ● ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません ● 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力お願いします
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です	【手数料】 無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

● 証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要

【手数料】 ● 証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円
● 名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

● 縦覧期間：4月1日（金）～5月31日（火） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

● 場 所：税務課課税係

税のお知らせ（つづき）

町税の納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休業止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。役場の業務時間内に来庁できない方は、事前の電話申込により業務時間外（午後5時15分～7時）に納付相談を行っています。

差押等の滞納処分について

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて通知をしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

定期予防接種 「子宮頸がんワクチン」の積極的勧奨の再開について

平成25年6月より積極的勧奨を中止していた「子宮頸がんワクチン」が令和4年4月より再開となります。町では下記のとおり、接種を進めます。

使用ワクチン	子宮頸がんワクチン／ガーダシル（4価）		
接種回数	3回接種		
定期接種対象者	小学6年生～高校1年生相当の女子		
令和4年度 集団接種対象者	高校1年生	中学1年生	
日程	1回目	5月26日（木）	6月23日（木）
	2回目	7月28日（木）	8月25日（木）
	3回目	11月24日（木）	12月22日（木）

※対象者には個別に通知します。

今年度集団接種対象者以外の定期接種対象者で接種をご希望の方は個別接種で接種できますので福祉健康課保健係までご相談ください。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

八丈町議会議員選挙の日程

令和4年10月24日任期満了による八丈町議会議員選挙について、3月1日開催の八丈町選挙管理委員会において、次のとおり決定しました。

- ◆告示日……………令和4年10月11日（火）
- ◆投開票日……………令和4年10月16日（日）
- ◆選挙すべき人数……12名

※町条例改正により、八丈町議会議員の定数は、今回の選挙から12名となります。

立候補予定者説明会や投票所、投票時刻などの詳細は、あらためて町広報や町ホームページにてお知らせします。



選挙のめいすいくん

〈啓発標語〉 Go to 選挙 ～ 投票はあなたの権利 ～

■問い合わせ■ 八丈町選挙管理委員会事務局（八丈町総務課内） 電話 2 - 1121

国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 港年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

【令和4年度の国民年金保険料額は16,590円です】

国民年金保険料

* 納付額比較 (令和4年4月時点)

	1か月分		6か月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、 翌月末振替の口座振替)	16,590円	—	99,540円	—	199,080円	—	397,320円	—
早割 (当月末振替の口座振替)	16,540円	50円	99,240円	300円	198,480円	600円	—	—
6か月前納 (現金納付)	—	—	98,730円	810円	197,460円	1,620円	—	—
6か月前納 (口座振替)	—	—	98,410円	1,130円	196,820円	2,260円	—	—
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	195,550円	3,530円	—	—
1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	194,910円	4,170円	—	—
2年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	382,780円	14,540円
2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	381,530円	15,790円

※令和5年度の国民年金保険料額は、16,520円です。

※一部免除(一部納付)の方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のご利用となります。

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額となります。

【令和4年度の年金額改定について】

令和3年平均の全国消費者物価指数が公表されました。これを踏まえ、令和4年度の年金額は、法律の規定により、令和3年度から0.4%の引き下げとなります。なお、令和4年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

	令和3年度	令和4年度
国民年金 (老齢基礎年金月額(満額): 1人分)	65,075円	64,816円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

▶ 各種問い合わせ

受付時間

一般的な年金相談に関する問い合わせ 0570-05-1165 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6700-1165 (一般電話)	月曜日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～ 午後5時15分	【各種問い合わせ先共通】 祝日(第2土曜日を除く)はご利用いただけません。
ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ 0570-058-555 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6700-1144 (一般電話)	第2土曜日：午前9時30分～午後4時 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。	
年金の加入に関する一般的な問い合わせ 0570-003-004 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは 03-6630-2525 (一般電話)	月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時	

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

◎仮徴収・本徴収とは

年金特別徴収は、4月・6月・8月の年金振込確定時には税額が決定していないため、前年度の2月の徴収額と同額が仮徴収として天引きされ、10月・12月・2月は、7月に算定された年税額から仮徴収額を引いたものを3回に分けて本徴収として天引きされます。

◎年金特別徴収の平準化とは

収入の変動等により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。この差が一定の額以上ある場合に、一年間を通じて1回に納めていただく金額が均等になるよう6月と8月の仮徴収額を調整します。これを平準化といいます。対象となる方には4月中に「仮徴収額変更通知書」をお送りします。

※平準化により、国民健康保険税の年税額が変わるものではありません。

◎特別徴収平準化の計算例

前年度 (年税額120,000円)	4月仮徴収 30,000	6月仮徴収 30,000	8月仮徴収 30,000	10月本徴収 10,000	12月本徴収 10,000	2月本徴収 10,000
今年度 ・平準化しない場合 (年税額120,000円と仮定)	4月仮徴収 10,000	6月仮徴収 10,000	8月仮徴収 10,000	10月本徴収 30,000	12月本徴収 30,000	2月本徴収 30,000
・平準化する場合 (年税額120,000円と仮定)	4月仮徴収 10,000	6月仮徴収 22,000	8月仮徴収 22,000	10月本徴収 22,000	12月本徴収 22,000	2月本徴収 22,000

※所得や家族構成の変化等で年税額が変わることにより、平準化を行った後でも本徴収額と仮徴収額に大きな差額が出る場合があります。(土地の売却、扶養家族が後期高齢者医療制度へ移行 など)

・平準化後年税額が前年比減 (年税額70,000円)	4月仮徴収 10,000	6月仮徴収 22,000	8月仮徴収 22,000	10月本徴収 5,400	12月本徴収 5,300	2月本徴収 5,300
・平準化後年税額が前年比増 (年税額200,000円)	4月仮徴収 10,000	6月仮徴収 22,000	8月仮徴収 22,000	10月本徴収 48,800	12月本徴収 48,600	2月本徴収 48,600

令和4年春の全国交通安全運動を実施します！

～一人ひとりが交通安全意識を持ちましょう～

実施期間：4月6日(水)～15日(金)

交通安全運動期間中、交通安全協会・母の会など民間ボランティアによる通学路横断時の見守り活動が行われます。防災無線・電光掲示板・電柱幕などにより、交通安全運動の啓発を行います。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

後期高齢者医療保険からのお知らせ

令和4年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割又は3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・市区町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します（※3割負担の場合は公費の負担はありません）。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和4・5年度（令和4年4月1日～令和6年3月31日）の保険料率は、令和4年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ※ × 所得割率 9.49%	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て （限度額 66万円 ）
--	---	--	---	--

※……賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者の数) 以下	2割

*65歳以上（令和4年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

*世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

*年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

② 【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

後期高齢者医療保険からのお知らせ（つづき）

③ 【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。
 なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の納め方について

- 75歳になった方または65歳から74歳までの方で一定の障がいがあると広域連合から認定された方
- 上記の資格を有して、他の区市町村から転入された方

については、まず全員が一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。

…その後、以下の要件により

特別徴収 (公的年金からの天引き) 開始要件	① 公的年金の受給額が年額18万円以上 ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下
----------------------------------	---

上記①②の要件を満たす方



特別徴収 (公的年金から天引き)

上記①②の要件を満たさない方



普通徴収 (納付書による納付) 若しくは
 (口座振替) が可能 です！

普通徴収の場合、口座振替の手続きが完了すれば、以後の納付は指定口座から引き落としとなり、納付忘れの心配がなくなります。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

注意：国民健康保険料（税）の口座振替は引き継がれません。あらかじめ口座振替の申込み手続きが必要です。

■ 問い合わせ ■ 〈土曜日、日曜日、祝日を除く 9時から17時まで〉

- 制度のことは ➡ 広域連合お問合せセンター 〈土曜日、日曜日、祝日を除く 9時から17時まで〉
 電話0570-086-519 (IP電話、PHSの方は03-3222-4496)
 FAX0570-086-075
- 個別のご相談・個人情報を含むことは ➡ 住民課医療年金係 電話 2-1123

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあつたら、住民課医療年金係に必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください。

■ 問い合わせ ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

4月 子どもの定期予防接種のお知らせ

■問い合わせ・予約■
福祉健康課保健係 電話 2-5570

予 防 接 種 名	日 時	会 場
BCG集団接種	14日(木) 午後1時30分～2時	町立八丈病院小児科 
B型肝炎・四種混合・ロタ集団予防接種	14日(木) 午後2時～3時	
麻しん風しん第1期集団接種	28日(木) 午後1時30分～2時	
ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種	28日(木) 午後2時～3時	
予約制個別接種	14日(木) 午後3時～3時30分 28日(木) 午後3時～3時30分	

- お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した
- 時間の都合がつかない



予約制個別接種をご検討ください
予約期限：実施日の1週間前まで

4月の母子保健

■問い合わせ・予約■
福祉健康課保健係 電話 2-5570



4月の健康診査など

区分	健診名など / 対象	期 日	個別通知	予約	会場
健康診査	3～4か月児・産婦健康診査 令和3年11月19日～令和3年12月13日生まれの乳児とその産婦	15日(金) 受付：午前9時～9時15分	あり	—	保健福祉センター
	3歳児健康診査 平成31年2月19日～平成31年4月15日生まれの幼児	15日(金) 受付：午前9時15分～10時15分			
	4歳児歯科健康診査 平成30年1月20日～平成30年4月13日生まれの幼児	13日(水) 受付：午前9時15分～10時15分			
相談 他	こども心理相談 ※1 1歳6カ月以上の未就学児	15日(金) 午前9時～午後4時	—	要	
	すくすく相談 ※2	27日(水) 午前9時～11時			
	もぐもぐ離乳食 ※3	26日(火) 午前10時～11時30分			

- ※1 言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。
- ※2 日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳をお持ちください。
- ※3 生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。
- 持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）



子ども家庭支援センターからのお知らせ

4月の開館日

平日

午前8時45分～午後5時

第4土曜日（23日）

午前9時～正午
（交流ひろばのみ）

休館日

土・日・祝日
（第4土曜日を除く）

★★★ 4月の交流ひろばの催し ★★★

13日（水）

『はじめまして！

20日（水）

みんなで手あそび

27日（水）

うたあそび』

各日とも
水曜日

午前10時30分
～
11時

要
申
込

★申込方法：窓口または電話 ★申込開始：4月4日（月）午前9時～

※申し込みは一世帯あたり月一回とします。

★対象：未就園児のお子さん。各回5組まで。

※利用の際はマスク着用の上、手指消毒、検温に協力ください。

※感染状況によっては急遽変更となる場合があります。

■問い合わせ・申込 ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

令和4年度 ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集！

～お子さんのお預かりにご協力願えませんか？（2～3時間の短時間でもOK）～

★提供会員（ボランティア）の条件：

八丈町に在住・在勤している方で、心身共に健康で、援助活動に理解と熱意を有し、援助活動を行うことができる満20歳以上の方

※提供会員になるには計5時間程の講習（随時実施）を受講していただきます。

（保育士等の有資格者は一部講習免除となる場合があります。）

※活動中の事故に備えた補償保険（保険料は町が負担）に自動的に加入されます。

★援助活動の対象児童：利用会員の子どもで、概ね生後6カ月～10歳未満の児童

★活動場所：原則は提供会員の自宅。ただし事務局と会員双方の合意があれば利用会員宅等別の場所も可。

★謝礼金：活動後に利用会員から提供会員へ支払い

平日 午前8時～午後5時 1時間800円

平日上記以外の時間と土日・祝日・年末年始 1時間1,000円

※その他、提供会員に実費の負担分が生じた場合は利用会員が支払

★活動の例：保護者に何か用事等がある際の子どもの預かり、保育園への送迎等

※保育以外の援助（家事や学習指導）、病児保育、宿泊を伴う預かりは行いません。

★提供会員さんの声★



良かったことは？

家の子ども達に新しいお友達が作れて、一緒に様々な体験ができました。

不安だったことは？

お預かりのお子さんが退屈しないか不安でしたが、ご近所のお友達も交えて楽しく過ごすことができました。



★ 「両方会員」（「利用会員」、「提供会員」両方申込）も歓迎です。

★ 都合のよい日時や時間での活動で構いません。詳細はお気軽にお問い合わせください！

…… ファミリー・サポートとは ……

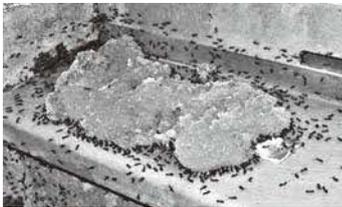
八丈町ファミリー・サポート・センター（事務局：子ども家庭支援センター）にて、育児の援助を受けたい方（利用会員）へ、育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、双方の合意がとれた場合に会員同士で子どもの保育等に関する相互援助活動を行っています。会員は登録制です。

■問い合わせ ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

アシジロヒラフシアリ一斉防除試験を坂上3地域で実施します



ジェルベイト剤に群がるアリ

島内において、数年前から大発生しているアシジロヒラフシアリは、家屋内に侵入し、電気スイッチの不具合等の被害を発生させるなど、住民生活に悪影響を及ぼしています。

町では、令和2年度からアリ対策に取り組んでいるところですが、令和3年度、樫立地域で実施し、効果の高かった一斉防除試験を、令和4年度は、坂上3地域に拡大して実施します。

アリ対策には地域の方々の協力が必要不可欠となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【防除試験の概要】

- ジェル状のベイト剤を坂上地域全世帯に配布し、一斉に家屋周辺に散布。
- 実施期間および回数…… 4月から9月 毎月1回 計6回

※詳しくは、対象地域の方々に別途お知らせします。

「ごみ分別区分表」を改訂しました

令和4年4月からの古着の回収方法の変更に伴い、「ごみ分別区分表」の改訂版を作成し、広報に折り込みました。ご家庭の見やすい場所に掲示して、ごみの正しい分別と減量化にご協力をお願いします。

【主な変更点】

- 古着の回収方法の変更のため、古着に関する記述を見直しました。
- 高齢者向けに開始する伐採木戸別収集サービスについて記載しました。

古着の回収方法が4月から変わります（詳しくは広報折込をご覧ください）

広報折込に、古着として出せる品目などの詳細を掲載していますので、大切に保管をお願いします。ごみ集積所における月1回の古着収集は3月で終了しました。今後は回収拠点（町役場、各出張所など）の屋内に設置された古着回収場所へ出すようお願いします。

家庭から排出される伐採木の戸別収集サービス（有料）が始まります

ご家庭から出る伐採木や剪定枝について、70歳以上の高齢者世帯などを対象に戸別収集サービスを4月より開始します。

料 金…… 1カ所1回につき税込4,000円（収集日の翌月に町より納付書を送付します）

事前予約制…… 八丈島衛生総合企画 電話 2-0855（水曜、日曜および年末年始などを除く）

対象外…… 住居敷地以外から排出されるもの、事業者へ依頼して伐採・剪定したものなどは収集できません。

注意事項…… ● 1回分は2tトラック1台で1度に運搬できる量とします。

- 伐採木は作業員が手作業で積める大きさに切断し、トラックが横付けできる位置にまとめ、収集の際は申請者の立ち合いが必要です。
- 排出量が多く、積み残しが発生した場合は、原則後日あらためて予約ください。

写真から見る八丈島のごみの現実（リアル）

最終回



この写真は八丈島の西見地区の集積所です。先日、集積所の前を通ると、「あみをかけてね、ありがとう」という言葉が書いてあるのを見つけました。集積所も分別ルールが守られており非常にきれいな状態でした。

このように自主的に働きかけることが、マナー向上により繋がりがやすいということを再認識しました。

一方で、島内には繰り返し注意を呼び掛けても改善されない集積所がいくつか存在しているのが現実です。

こうした状況を改善すべく、今後もごみに関するコラムを引き続き連載します。

今後もごみ処理行政への、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128
FAX 2-7231

◆ 水道の届出を忘れずに ◆

新生活のスタートする季節は、引っ越しが多くなります。3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引っ越しの日が決まりましたら、早めの手続きをお願いします。

【水道の手続き】

引っ越しされる際には、事前に「水道使用の開始・中止」の手続きが必要になります。町企業課水道浄化槽係または各出張所にお越しください。

手続きをせずに引っ越しをされた場合、引っ越しの後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。（さかのぼっての中止はできません。）

また、手続きを済ませ引っ越した場合でも、引っ越した日までの精算分の水道料金が発生します。納め忘れないようお願いします。

◆ お願い ◆

ご自身の使用している水道の使用名義を今一度「水道使用量のお知らせ」でご確認ください。変更が必要な場合は、下記の届出のお手続きをお願いします。

※届出の際には、「水道使用量のお知らせ」に記載の「お客様番号」をお知らせください。

◆ 各種届出 ◆

状 況	提出書類	提出先
転入時（島外から）	● 水道使用開始届	● 企業課水道 浄化槽係 ● 各出張所
転出時（島外へ）	● 水道使用中止届	
転居時（島内で）	● 水道使用開始届 / ● 水道使用中止届	
使用者の名義または請求先が変わるとき	● 水道使用開始届	
給水装置の所有者名義が変わるとき	● 給水装置所有者変更届	

※水道料金のお支払いには便利な口座振替をご利用ください。

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、および祝日です。（本紙巻末のカレンダーをご覧ください）

なお、条例改正に伴い令和4年4月以降、休業日や業務時間外に汲み取り作業を実施する場合は、通常納めるべき「し尿処理手数料（10リットルにつき12.1円）」のほかに、「業務時間外収集手数料（1ヶ所につき9,200円）」を別途請求します。

例年、連休や年末年始の時期などは業務が集中しますので、混雑する前に収集依頼をしていただくようご理解ご協力をお願いします。

◆収集運搬業務の受付時間 …… 午前8時～正午、午後1時～4時（業務時間は4時30分まで）

◆し尿・雑排水の収集依頼先 …… ㈱八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

手数料、使用料等は期限内にお納めください

納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。
口座振替は納め忘れがなく安心です。ぜひご検討ください。

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。(6月末までの接種を推奨)

町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

▼ 日 程 ▼ ※前年度より日程が変更となっておりますのでご注意ください。

実施日	会 場	時 間
4月21日(木)	小宮山久男商店駐車場	午前9時～10時
	漁協テングサ倉庫前(護神)	午前10時10分～10時30分
	パパズ・イン駐車場(底土)	午前10時40分～11時
	漁協湊倉庫跡(仲屋商店前)	午前11時10分～11時30分
	旧西見バス停前	午後1時30分～2時
	東海汽船 八重根待合所前	午後2時15分～2時40分
	町保健福祉センター駐車場	午後2時50分～3時30分
4月22日(金)	大賀郷公民館駐車場	午後1時～1時30分
	檜立公民館車庫	午後1時40分～2時
	中之郷公民館前	午後2時10分～2時30分
	末吉公民館前	午後2時40分～3時

▼ 料 金 ▼

◎予防注射料金	3,750円	
〈内訳〉	●予防注射料	3,200円
	●注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円	

※円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。



▼ 予診票について ▼

案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

◎「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャスミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

▼ 留意事項 ▼

- 登録と注射を受ける犬は、生後91日以上の子犬です。
- 注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- 実施日に来られない方は、後日、「うみ動物病院」にて接種を行ってください。
※八丈動物病院では接種を受けられませんのでご注意ください。
- 新たに飼い始めた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録と登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係までお問い合わせください。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります

新型コロナウイルス感染症対策について マスクの着用をお願いします。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

成年年齢引下げ後の成人祝賀式

■問い合わせ■

教育課生涯学習係 電話 2 - 7071

民法改正により、**令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が18歳へ引き下げられます。**

成年年齢が18歳へ引き下げられた後、令和 5 年（2023年）以降の成人祝賀式については、八丈町教育委員会および青少年委員会で検討し、都立八丈高等学校の生徒へ実施したアンケートの調査結果をもとに、以下のとおりとします。

- **成年年齢が18歳へ引き下げられた後も、20歳の方を対象に開催します。**
- **令和 5 年（2023年）からは式典の名称を変更します。**

【対象年齢について】

18歳では、受験や就職等の時期と重なるため、出席者が少なくなることや、保護者および本人への社会的・経済的負担が大きくなることが予想され、アンケート調査でも、対象年齢は20歳が望ましいとの意見が多く寄せられました。

【名称について】

アンケートの回答を参考に今後検討を進めます。

【開催日について】

成年年齢引下げ後も、式典の実施時期や対象年齢は変わらず、**20歳になる方を対象として1月5日**に行いますので、ご注意ください。

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2 - 1123

● 引っ越しに伴う住所異動の手続きをお忘れなく！ ●

～ 日常生活に密接な関係がある住所 ～

3月、4月は就学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。

印鑑登録、国民健康保険への加入など皆さんの生活に密接に関係する制度は、住所を正しく届けていないと受けることができなくなることがあります。皆さんの生活の基礎となる届出ですので忘れずにきちんと手続きをしてください。

- 八丈町（島）から他の市区町村へ引っ越される場合 ⇒ 「転出」
- 他の市区町村から八丈町（島）へ引っ越されてきた場合 ⇒ 「転入」
- 島内で引っ越しをされた場合 ⇒ 「転居」

～ 4月上旬は、窓口の混雑が予想されます ～

例年3月下旬から4月上旬にかけては、「転出届」「転入届」「転居届」などの住民異動届や証明書などの交付申請が集中するため、窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなります。

時間に余裕があればこの時期を避けることをお勧めします。（転出届は引っ越し予定日の14日前から、転入・転居届は引っ越し後14日以内）

～ 就学のために引っ越しをされる方 ～

就学のため八丈町から引っ越しをされる方も、忘れずに転出届を行ってください。

国民健康保険に加入されている方は、マル学制度を申請いただければ、転出されても今の保険証を継続してお使いいただけます。マル学制度については、住民課医療年金係に問い合わせください。

～ 転入・転居の手続きには、マイナンバーカード（要 暗証番号）をお持ちください ～

転入・転居などで住所が変わったときは、マイナンバーカードに記載された住所の券面追記とデータを更新する必要があります。データの更新にはお持ちのカードのほか、設定された暗証番号が必要になります。暗証番号が判らない場合には再設定等に時間を要しますので、ご注意ください。

令和 4 年度地域振興に係る補助事業（第 1 回）の募集

東京都島しょ振興公社では、地域振興を図ることを目的に事業を実施する、島しょ地域にお住まいの個人・団体に対し、その経費の一部を補助しています。詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱、または、東京都島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

■問い合わせ■

公益財団法人東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546
企画財政課企画情報係 電話 2 - 1120

◎募集期間 4月1日（金）～ 22日（金）

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 6日(水)
- 各小学校 入学式 6日(水)
- 各中学校 入学式 7日(木)
- 各中学校 修学旅行
 - 富士中学校 19日(火)～23日(土)
 - 大賀郷中学校 22日(金)～26日(火)
 - 三原中学校 24日(日)～28日(木)



※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、学校行事については、縮小または中止等の措置をとっています。
 なお、現在計画されている学校行事についても、今後の状況に応じて対応をとることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

小中一貫教育がスタートしています！

八丈町では、大きく変化してきている社会情勢に柔軟に対応できるようにするために、義務教育期間の小中学校9年間で「自分の力でたくましく生き抜く子」の育成を目指して、小中一貫教育を平成30年度(2018年度)より始めました。

具体的には、

- ◎ 自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組む子ども
- ◎ 他者と関わる中で、積極的にコミュニケーションをとり、自分の考えや気持ちを表現することを通して、温かい人間関係を築くことが出来る子ども

を育てることを目標に進めています。

そのために、各地区の小中学校では9年間の学習カリキュラムなどを編成して、小中学校の先生方が協力し合って一貫した教育活動を行っており、成果をあげつつあります。

また、学校の通称名は次のようにしています。(学校の正式名称は変わっていません)

- | | | | |
|---------|-------------|---|-------------|
| 〈三根地区〉 | 三根学園三根小学校 | ／ | 三根学園富士中学校 |
| 〈大賀郷地区〉 | 大賀郷学園大賀郷小学校 | ／ | 大賀郷学園大賀郷中学校 |
| 〈坂上地区〉 | 三原学園三原小学校 | ／ | 三原学園三原中学校 |

学校の敷地内禁煙です！

東京オリンピック・パラリンピック大会を健康増進の取組の契機として、国や都において法整備が進められ、これらを踏まえ、八丈町立小中学校の敷地内は『全面禁煙』となっています。

学校休業日や時間帯に関係なく、各種学校行事や施設利用時についても敷地内禁煙となりますので、ご協力をお願いします。

■八丈町教育相談室	電話 2-0591	毎週火・水・木曜日 午前9時～午後5時
■東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)	電話0120-53-8288	24時間・教育相談全般
■東京いのちの電話	電話03-3264-4343	24時間

図書館からのお知らせ

児童書・絵本もたくさん入荷しています。
図書館のホームページをご覧ください！

● 今月の新着図書から

『0』 堂場瞬一著 『信長、鉄砲で君臨する』 門井慶喜著
『カイマンのクロ』 ラモン・パリス絵 『出勤せよ！世界の緊急車両図鑑』 サイモン・タイラー作

● 今月のおはなし会 9日(土) 午前10時～11時 いめみご文庫 ※状況により変更・中止になる場合があります。

● 休館日 毎週月曜日、28日(木)、29日(金)

● 開館時間 午前9時30分～午後5時

● 八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/> スマートフォンでも資料検索がしやすくなりました！

返却期限を過ぎてはいませんか？

- お手元の本・DVDなどの返却日をご確認ください。
- コミュニティーセンター開館時は返却ボックスへの投函が可能です。
(平日月曜日閉館／祝日閉館：午前8時30分～午後8時30分)
- 坂上各出張所でも返却できます。(平日午前8時30分～午後5時15分)
- 図書貸出カードの新規・更新・再発行には、「ご本人の来館と身分証明書の提示」が必要です。



八丈町立図書館
ホームページ

■ 問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

八丈町英会話教室 生徒募集！！ ～楽しく英語に触れあおう！～

★受講資格 八丈町在住の小学生以上の方

- ★クラス
- ① 小学生クラス ……小学生を対象としたクラス
 - ② 一般クラス ……大人を対象としたクラス(中・高校生含む)
 - ③ パパママクラス ……親子(未就学児同伴)で受講できるクラス
- ※クラスの内容は、時間や曜日ごとに異なります。

★場 所 大賀郷公民館(月・火)、三根公民館(水・金)、中之郷公民館(木)

★受講料 無料

- ★申込方法
- 「申込書類」を記入のうえ、教育課窓口、各出張所に提出してください。
 - メールアドレスをお持ちでない方は、別途返信用封筒が必要です。
(あて名を記入し、必要分の切手を貼付してください。)
 - 申込締切後にクラス編成を行い、みなさんに通知します。

★申込締切 4月18日(月)

教育課窓口、各出張所で「申込書類」を配布しますので、利用方法や時間割、実施日などの詳しい情報はこちらをご確認ください。



■ 問い合わせ ■
教育課生涯学習係 電話 2-7071

大賀郷公民館の運用変更について

大賀郷公民館は管理体制の変更に伴い、4月1日(金)より入口の施錠の扱いが変わります。
今までは午前9時から午後10時まで開館していましたが、今後は施設の使用予約に応じて開館します。

※使用する時間以外は施錠されています。

住民の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、大賀郷公民館以外の各公民館については変更ありません。

■ 問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

島外医療機関へ通院される方への 交通費一部助成（令和4年度）

島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される方に対し、交通費の一部を助成しています。

◎助成対象者（八丈町に住所を有する者）

- ① 島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方
- ② 国・東京都が認める難病医療費受給者、マル都医療券を所持している者、または小児慢性疾患医療費助成を受けている者で、その疾病のために通院する方
- ③ 身体・知的・精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神）の認定を受けている者で、その障害のために通院する方
- ④ ①～③に該当する中学生以下に対する付添者（1名分に限りませ）
 （小中学生の付き添いについては、付き添われた方の航空券控えなど、同行されたことを確認できる書類を申請の際にご用意ください）

◎助成額・助成回数

年度内に14,090円を最大2回。助成対象者①に該当し、証明書分の領収書等をお持ちの方は証明書代を合わせて支給します。**助成対象区分は重複して申請できません。**

※ 島外病院に通院したことを証明する領収書等の日付にて「年度」の扱いを判断しています。

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）受診分の申請期限は令和5年4月14日（金）です。
 申請漏れのないようご注意ください。

◎申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。
 助成対象者②、③にて申請される方は証明書不要です。
 助成対象者①にて申請を予定している場合には、必ず上京前に証明書を発行してもらってください。
事後での証明書発行はできません。
2. 島外の医療機関へ通院または入院し領収書等をもらう。
3. 帰島後、以下のものをお持ちのうえ 福祉健康課にて申請してください。
 - 助成対象者①の方は「証明書」
 - 助成対象者②の方は「医療券」
 - 助成対象者③の方は障がいに関する「手帳または受給者証」
 - 領収書等
 （証明書の領収書および島外医療機関の領収書等）
 - 助成金の振り込み先
 （通院者本人名義、未成年者においては保護者の名義）
 - 印鑑

別記様式第2号（第4条関係）

証明書	
（八丈町島外医療機関通院交通費補助金）	
氏名	_____
性別	男・女
生年月日	_____
住所	_____
診断名	_____
通院回数	・1回 ・継続
上記の者について、_____	
において、受診する必要があることを証明する。	
年 月 日	
東京都八丈島八丈町	
（医療機関名）	
医 師	

※ 本書は「紹介状」ではありません。島外医療機関に提出しない様、ご注意ください。また、本書にかかる「文書料」等が入った領収書は必ず保管しておいてください。

「証明書」見本

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

※令和3年度分（令和3年4月1日～令和4年3月31日までの島外医療機関への受診分）の申請期限は令和4年4月15日（金）までです。期限を過ぎますと申請できませんので忘れずに手続きをお願いします。

がん患者ウィッグ等購入費助成事業

がん治療による外見の変化をカバーするために必要な補整具の購入費の一部を助成し、がん患者の就労継続等の社会生活を支援します。

○助成対象者（八丈町に住所があり、次のいずれにも該当する方）

- がんと診断され、その治療を行っていること。
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具が必要となっていること。

○助成対象品（令和4年4月1日～令和5年3月31日までに購入したもの）

- ウィッグ（かつら）※医療用には限りませんが、付属品やケア用品は除きます。
- 胸部補整具（補整用下着、補整用シリコンパッド、人工ニップル等）

○助成額 …… 10,000円 または 購入費のいずれか低い額

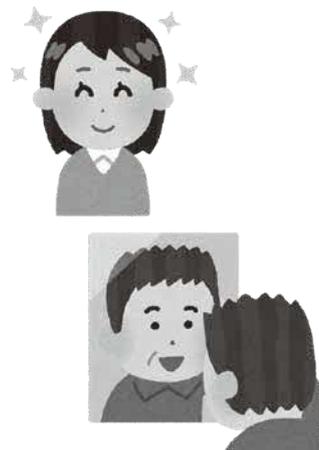
※年度内にウィッグと胸部補整具分を1回ずつ申請が可能です。

○申請期限 …… 令和5年4月14日（金）

○申請に必要なもの

- がんの治療を受けていることを証する書類
※化学療法または手術など、がんの治療を行ったことが分かる書類。（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など）
- 補整具を購入した①～⑤が分かる書類（領収書等）
※①宛名（申請者氏名）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書等発行者の名称および住所
- 印鑑
- 助成金の振込先（申請者本人名義、未成年者においては保護者の名義）

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570



言語機能訓練（要申込）

■問い合わせ・申込 ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています。

日時：5月6日（金） 午前9時15分～午後4時 場所：保健福祉センター

申込締切：4月22日（木）

町長上京日記 2月



9日～11日

- ANA1892便にて上京
- 令和3年度全国離島振興協議会第4回正副会長会議
- 令和3年度全国離島振興協議会第4回理事会
- 自由民主党離島振興特別委員会
- 離島振興法改正・延長実現総決起大会並びに同法改正・延長実現要望運動
- ANA1893便にて帰島

15日～17日

- ANA1892便にて上京
- 令和3年度第5回公益財団法人東京都島しょ振興公社理事会
- 令和3年度第1回東京都土地改良事業団体連合会理事会
- 東京都土地改良事業団体連合会第65回通常総会
- ANA1893便にて帰島



東京都シルバーパス シルバーパス制度をご存知ですか

■問い合わせ・申込■

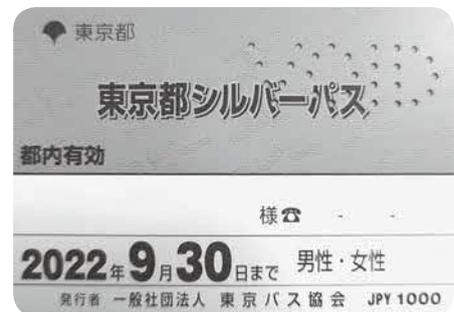
企業課運輸係 電話 2-1126

満70歳以上の都民の皆さんの積極的な社会参加を支援するために、東京都の支援のもとに実施している制度です。発行は申し込み制で、利用期間中は下記のバスなどが自由にご利用いただけます。

◎利用できるバスなど

- 八丈町営バス
- 都内路線バス
- 都営地下鉄（大江戸線、新宿線など）
- 日暮里・舎人ライナー
- 都電

◎利用期間（今回申請分） 9月30日（金）まで



（見本）

対象区分	費用	必要書類
満70歳以上の都民 区市町村民税が非課税の方 または 課税で合計所得金額 <u>135万円</u> 以下の方	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （例：健康保険証、運転免許証など） ②令和3年度区市町村民税非課税の方は課税状況が確認できる書類 （例：住民税非課税証明書、介護保険料納入通知書など）
満70歳以上の都民 上記以外の方	10,255円	住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （例：健康保険証、運転免許証など）

八丈町老人優待乗車券について

65歳～69歳の方は八丈町老人優待乗車券をご利用いただけます。

利用期間、費用、必要書類については、上記シルバーパスの記事内と同様です。

- ◎受付窓口 …………… 福祉健康課高齢福祉係および各出張所
- ◎利用できるバス …… 八丈町内の路線バス
- ◎対象者 …………… ● 65歳～69歳の方 ● 八丈町の区域内に住所を有する方
 ※65歳になる方は、誕生月の初日から申し込みができます。
 ※1日生まれの方は、前月の1日から申し込みができます。



■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

ウクライナ人道危機救援金

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

ウクライナ各地で激化している戦闘により、インフラ被害や死傷者が発生しており、多くの方々が周辺国に避難しています。ウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国と、その他の国々における救援活動を支援するため、町では救援金受付を行います。

お寄せいただいた救援金は、すべて日本赤十字社へ送金します。

- 受付開始：令和4年3月17日（木）
- 受付期限：令和4年5月25日（水）まで
- 受付場所：会計課窓口（町役場1階2番窓口）・各出張所

八丈町営バスからのお知らせ



日ごろより路線バスをご利用いただき誠にありがとうございます。

4月からダイヤ改正等が実施されますので、ご利用の際はご注意ください。

ダイヤ改正後の時刻表は八丈町公式サイトに掲載し、今月の広報にも折込をしております。

主な改正点

★停留所の名称変更

- バス停留所『旧町役場』は『町営バス』に名称変更

★通勤・定期路線（神湊 ⇄ 末吉を結ぶ路線）について

- ダイヤ全面改正・経路の変更
 - 「神湊行」便の底土廻り通年化
- 区間の廃止
 - 末吉～橋詰～洞輪沢 区間
 - ※末吉温泉前は通常どおり運行します。
- 自由が丘～ザ・ブーン前～中之郷温泉前～長楽寺 区間

★その他

- 「末吉行」早朝便の運行
- 「末吉温泉」から神湊方面への最終便の増便

★循環路線（坂下地域を循環する路線）について

- ダイヤ全面改正、日曜日の全便連休
- 経路の変更
 - 全便とも八重根廻り
- 区間の増便
 - 八重根方面を3便から6便に増便

■問い合わせ■ 企業課運輸係 電話 2-1126 / ホームページ <https://www.8bus.jp/>

4月 老人クラブ活動

※町内在住のおおむね60歳以上の方が対象です。

下記の日程で各地域老人クラブは定例会を開催します。

地域	日時	会場	問い合わせ
三根	11日（月）午前9時30分～午後2時	三根公民館	川上絢子 電話 2-0780
大賀郷	4月はお休みです。		奥山妙子 電話 2-0498
檜立	8日（金）午前9時30分～	檜立公民館	結城 眞 電話 7-0673
中之郷	14日（木）午前9時10分～午後2時	中之郷公民館	山下和彦 電話 7-0127
末吉	5日（火）午前9時30分～	末吉公民館	沖山綾夫 電話 8-0045

その他、老人クラブごとに様々な活動を行っています。興味のある方はご連絡ください。

カイガラムシ類の防除について

植物の葉や茎に黒いすすのようなものが現れる症状を「すす病」と呼び、その原因はカイガラムシなどの排泄物によるものです。カイガラムシは、年間では特に4～5月、梅雨明け直後の7月、9～10月に多発します。多発してから薬剤散布をしても効果はあまり得られません。防除に適した時期は、多発する約1カ月くらい前の幼虫生育期です。

そのため、防除適期は3～4月、6月、8～9月となりますので、カイガラムシが多発する前の防除を心掛けてください。

【使用できる薬剤例】

樹木類	カンキツ類
スミチオン	スミチオン、モベントフロアブル、モスピラン、コルト、アクタラ、スタークル

■問い合わせ■ 東京都島しょ農林水産総合センター 八丈事業所普及指導センター 電話 2-3158

第二東京弁護士会 島嶼部電話法律相談

相談無料
・
要予約

日時：4月22日、5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月30日（すべて金曜日）
午前10時～正午 一人当たり20分目途

相談までの流れ

- ① あらかじめ電話での予約が必要です。
 - 予約受付：第二東京弁護士会法律相談課 電話03-3581-2250
 - 受付時間：平日午前9時30分～午後4時30分
- ② 予約後、相談希望者宛てに申込用紙をFAXでお送りします。
- ③ 申込用紙を相談日の前日までにFAXで送信してください。必要に応じて、相談に関する書類（登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやりとりしている手紙など）も併せてお送りください。
 - FAX送信先：03-3580-6688
- ④ 予約した相談日時に、相談用電話番号にご連絡ください。担当弁護士がお話を伺います。
 - 相談日当日用電話：03-3581-2407

■問い合わせ■ 第二東京弁護士会法律相談課 藤井 電話03-3581-2250

第59回八丈島郷友会総会・八高卒業生激励会 開催のご案内

恒例の八丈島郷友会総会と、八高卒業生激励会を以下のとおり同時開催します。コロナの影響により、総会は2年ぶり、激励会は3年ぶりの開催となります。八丈島からも多くの皆様にご出席いただけたらありがたく存じます。出席をご希望の方は会長の沖山正俊か、理事長の菊池 順までお申し付けください。

- ◎日時：5月8日（日） ● 八高卒業生激励会 …………… 正午～午後2時
● 八丈島郷友会総会・懇親会 …………… 午後2時～4時

◎会場：主婦会館プラザエフ 地下2階
千代田区六番町15番地 ※JR中央線四ツ谷駅 麴町口徒歩1分
電話03-3265-8111

◎費用：10,000円
※当日は八丈太鼓やビンゴゲームもごぞいます。

■問い合わせ・申込■ ● 会長 沖山正俊 電話090-8779-4007
● 理事長 菊池 順 電話090-9978-5343

「表示登記の日」無料相談

- 相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談
- 相談日時 4月8日（金） 午前10時～午後3時まで
- 相談場所 斎藤孝道土地家屋調査士事務所 大賀郷7957番地
- 電話番号 電話2-2185
- 相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部 斎藤孝道
- 後援 東京法務局



アスタの Sèkmès スパイス！ 第2回



ラパス！ 国際交流員のアスタです。

リトアニアの四月といえば、半分土の色、半分緑の色のイメージがします。春が来たことで、明瞭な変化が起こらないです。長い間残っていた雪が溶け始め、4月に入ると白い雪の道が灰色のコンクリートに変わります。そんな風景の中の日常はあまりにも色が足りなく、早く夏が来てほしいという思いをリトアニア人の中に生み出します。

リトアニアと比べて日本の四月は、「これから引き続き待つ」という感情ではなく、「もう来た」という気持ちだと思います。最近その理由の源を掴んできた気がします。明らかな気候の違いの影響を除いて、私の目から見れば、日本では1年に二つの始まりがあります。「新年」と「新年度」。新年は日が異なっても世界中で祝われています。過去1年間を振り返り、よりいい未来をもたらし、希望を与える新年を祝います。リトアニアにいた時、新年に入った後、社会として大きな変わりがなく、普通のペースに戻りますが、日本の社会は、目で見えない何かを終わらせる3ヶ月が始まります。落ち着いた感じで、残った「来年度」までの時間でやるべきことをする雰囲気です。

4月までお別れの準備、4月から新しい始まりだとも言えるのでしょうか？ 社会人にとってそれは仕事、家族や若者にとって進学の準備ではないかと思えます。それは日本社会の大きな動きの一つの例ですが、地域や人により、準備する、終わらせることがそれぞれですね。私の場合、お別れのこと感じて、少し寂しい気持ちになりましたが、その3ヶ月の間、また何か新しいことが来ると納得しました。リラックスして変化を求めて行きたいと思えます。

皆さんはいかがでしょう？ 新しい風が吹き始めましたか？

■問い合わせ■

企画財政課企画情報係 電話 2-1120

町ホームページでAstaの日記を更新しています！是非見てください。



来島者数・観光客数推計

■問い合わせ■ 産業観光課観光係 電話 2-1125

	空路		海路		合計		観光客(推計)		対前年増減率
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	
4月	3,872	1,169	817	115	4,689	1,284	3,243	888	265.2%
5月	3,481	566	825	85	4,306	651	4,114	622	561.4%
6月	2,793	1,341	514	455	3,307	1,796	2,501	1,358	84.2%
7月	5,911	3,591	1,362	932	7,273	4,523	5,647	3,512	60.8%
8月	6,742	6,968	1,502	1,485	8,244	8,453	6,978	7,155	-2.5%
9月	3,846	4,568	869	1,053	4,715	5,621	3,931	4,686	-16.1%
10月	5,555	5,613	733	935	6,288	6,548	4,153	4,325	-4.0%
11月	6,779	7,574	1,024	1,278	7,803	8,852	5,412	6,140	-11.9%
12月	6,896	5,728	834	681	7,730	6,409	4,577	3,795	20.6%
1月	4,958	2,488	635	289	5,593	2,777	3,500	1,738	101.4%
2月	3,039	2,405	383	242	3,422	2,647	1,850	1,431	29.3%
計	53,872	42,011	9,498	7,550	63,370	49,561	45,906	35,650	28.8%

八丈病院からのお知らせ

■問い合わせ■

町立八丈病院事務局 電話 2-1188

●院内感染対策にご協力ください

下記の①または②に該当する方は、院内の待ち合い所に入る前に「町立八丈病院 電話 2-1188」に「お電話で連絡をする」 ようにお願いします。

- ① 37.5℃以上の発熱があり、咳や鼻水、のどの痛み、呼吸が苦しい等の症状がある方
- ② 37.5℃以上の発熱があり、14日以内に八丈島外に行かれていた方

●臨時診療について（受診方法別）

診療科名	受診方法	時間等
●耳鼻咽喉科	受診日当日受付	当日受付時間：午前8時～11時 ※日程は防災無線でお知らせします。
●整形外科	外科受診後予約	(外科以外の常設科受診時も予約可能)
●皮膚科 ●眼科	電話または来院し 当院予約係にて予約	予約係受付時間：開院日の午前8時30分～正午
●精神神経科 ●糖尿病内科 ●甲状腺内科 ●消化器内科 ●腎臓内科 ●神経内科 ●泌尿器科	内科受診後予約	—
●糖尿病教室	当日来院	医師による糖尿病についての基本指導など ★ 今月は4月15日（金）開催予定です。

※他院からの紹介状をお持ちの方、もしくは障がい者手帳更新のための受診については、別途予約係までご相談ください。

●町立八丈病院職員募集

- ◎募集職種 助産師：1名、放射線技師：1名、薬剤師：1名、看護師：若干名
- ◎対象者 資格保有者であり、地方公務員法第16号の欠格条項に該当しないこと
- ◎採用予定時期 随時
- ◎選考方法 職員採用試験
 - 1次試験：書類選考（提出書類により審査。結果は郵送）
 - 2次試験（1次試験通過者のみ）：口述試験（個人面接）
2次試験日時：随時 ※時間は後日通知
2次試験場所：八丈町役場内（東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2）
- ◎応募方法 以下の書類について郵送もしくは直接お持ちください。
 - ① 履歴書（町指定のもの・自筆）……町ホームページよりダウンロード
 - ② 写真（上半身脱帽正面向4cm×3cm・履歴書に貼ること）
 - ③ 資格を証する書類の写し
 - ④ エントリーシート（町指定のもの・自筆）……町ホームページよりダウンロード
 - ⑤ 書類選考の結果書の送付先を明記し、84円切手を貼った返信用封筒（定型23.5×12cm）

■提出先■ 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2 八丈町総務課庶務係 電話 2-1121

Let's be healthy !

〇〇。わたしの健活

☆病院スタッフの健康に対するつばやきです。皆さんの健活（健康に対する様々な活動）へのキッカケにしていだければ幸いです。

皆さん寒い日々が続きますが、いかがお過ごしですか？ 寝起きの寒さに凍える毎日ですが、私は健康維持の一環として、寝起きにラジオ体操を行っています。YouTubeを見ながらラジオ体操をしっかりと行うと体もポカポカし、目もスッキリと覚めて気持ち良く仕事に向かうことが出来ます。冬は運動不足になりがちですが、皆様もラジオ体操などちょっとした体操を日常に取り入れてみるのは如何でしょうか？

(理学療法士 A. N)

募集 放課後子どもプラン 特別支援サポーター

興味をお持ちの方はお気軽に、電話または窓口で問い合わせください。

① 特別支援サポーター

- ★業務内容：
 - 特別支援学級に在籍する児童が、がじゅまる広場・とびっこクラブに参加する際の安全管理（主に補助・介助に関すること）
 - 上記業務に必要な連絡調整等

★募集人数：1名

★勤務場所：八丈町立三根小学校

★勤務時間（シフト制）：

学校の授業のある日 (平日)	学校の休業日 (学校の振替休業日・夏休み・冬休み・春休み)
午後2時～6時のうち、児童の利用がある時間	午前8時～午後6時30分のうち、最長で7時間45分

※曜日や時期、学校行事等により勤務時間が変動します。

★給与形態：時給1,070円（資格等による優遇あり）

② 協働活動サポーター

- ★業務内容：がじゅまる広場・とびっこクラブに参加する児童（小学生）の安全管理、指導など

★募集人数：若干名

★勤務場所：八丈町立三根小学校・大賀郷小学校・三原小学校

★勤務時間（シフト制）：

学校の授業のある日 (平日)	学校の休業日 (学校の振替休業日・夏休み・冬休み・春休み)
午後2時～4時30分	午前8時～午後1時、午後1時～6時30分 の二交代制

※曜日や時期、学校行事等により勤務時間が変動します。

★給与形態：時給1,052円（資格等による優遇あり）

①② 共通事項

- ★応募資格：八丈町に居住の方で、体力に自信があり、子どもが好きな方。

★雇用形態：会計年度任用職員

★応募方法：「会計年度任用職員申込書」を教育課生涯学習係または福祉健康課厚生係へご提出ください。
「会計年度任用職員申込書」は八丈町役場総務課、各出張所窓口での受け取り、または町ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

★選考方法：書類選考後、面接により決定します。

※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は報酬単価を優遇します。

詳しい内容については問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2 - 7071

八丈町放課後子どもプラン

検索

4月の航路ダイヤ

詳しくは各事業者などに問い合わせください。

■問い合わせ■

- 東海汽船 電話 2 - 1211
- 東邦航空予約センター 電話 2 - 5222
- ANA 電話0570 - 029 - 222

町へのご意見など

町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。回答を希望する場合は、氏名・住所・連絡先を記載してください。

■問い合わせ■ 〒100 - 1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551 - 2 八丈町企画財政課企画情報係
電話 2 - 1120 FAX : 2 - 4824 メール : ha130@town.hachijo.tokyo.jp

SCHEDULE 2022 4月

三根 大賀郷 榎立 中之郷 末吉 八丈町保健 立 多目的ホール
公民館 公民館 公民館 公民館 公民館 福祉センター 八丈病院 「おじゃれ」
三 大 榎 中 末 保福 町病 おじゃれ

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
掲載の予定等は全て編集段階のものであり、変更することがあります。						
3	4	5	6	7	8	9
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日					し尿収集運搬休業日
10	11	12	13	14	15	16
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日		4歳児歯科健診 保福 受付9:15~10:15		3~4か月児・産婦健診 保福 受付9:00~9:15 3歳児健診 保福 受付9:15~10:15 こども心理相談 保福 9:00~16:00 (要予約)	
17	18	19	20	21	22	23
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日					し尿収集運搬休業日
24	25	26	27	28	29	30
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日	もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30 (要予約)	すくすく相談 保福 9:00~11:00 (要予約)	図書館休館日	し尿収集運搬休業日 図書館休館日	

町役場開庁日

平日午前8時30分
～午後5時15分

町立病院 臨時診療日

詳しくは32ページを
ご覧ください。

温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

	休業日
ふれあいの湯（榎立）	4日、11日、18日、25日 毎週月曜日
みはらしの湯（末吉）	5日、12日、19日、26日 毎週火曜日
ザ・BOON（中之郷）	当面の間、休業します。
やすらぎの湯（中之郷）	7日、14日、21日、28日 毎週木曜日

4月29日～5月8日まで、洞輪沢温泉を除く各町営温泉は休まず営業を行います。

4月 ごみ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ

三根

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					燃・害	
3	4	5	6	7	8	9
	金属	燃・害	資源 ※1		燃・害	
10	11	12	13	14	15	16
	金属	燃・害	資源	びん	燃・害	※2
17	18	19	20	21	22	23
	金属	燃・害	資源		燃・害	
24	25	26	27	28	29	30
	金属	燃・害	資源		燃・害	

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					金属	
3	4	5	6	7	8	9
	燃・害	資源 ※1		燃・害	金属	
10	11	12	13	14	15	16
	燃・害	資源		燃・害	金属	※2
17	18	19	20	21	22	23
	燃・害	資源		燃・害 びん	金属	
24	25	26	27	28	29	30
	燃・害	資源		燃・害	金属	

榎立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					金属	
3	4	5	6	7	8	9
	燃・害		資源 ※1	燃・害	金属	
10	11	12	13	14	15	16
	燃・害		資源	燃・害	金属	※2
17	18	19	20	21	22	23
	燃・害		資源	燃・害 びん	金属	
24	25	26	27	28	29	30
	燃・害		資源	燃・害	金属	

※1 古着は4月から町役場、各出張所等での回収に変更しました。古着の出し方については、「ごみ分別区分表（令和4年4月改訂版）」を確認ください。

※2 第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。